

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）（抄）

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置

（事業者の責務）

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十六条から第十八条までの規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 377 号）（抄）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年十二月十八日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年一月一日とする。